

白石市総合教育会議運営要綱の一部を改正する要綱（案）

白石市総合教育会議運営要綱の一部を次のように改正する。

第6条中「、総務部企画情報課及び教育委員会事務局が共同で」を「、教育委員会事務局が」に改める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

白石市総合教育会議運営要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(庶務)</p> <p>第6条 総合教育会議の庶務は、<u>教育委員会事務局が</u>処理するものとする。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 総合教育会議の庶務は、<u>総務部企画情報課及び教育委員会事務局が共同で</u>処理するものとする。</p>